

水素炎イオン化形VOC分析計(FID)による測定値の補正について

水素炎イオン化形VOC分析計(FID)による測定値の補正は行わないこととする。

(理由)

第3回専門委員会において、FIDにおいて相対感度が0.7以下の主要な揮発性有機化合物(酢酸エチル、イソプロピルアルコール、アセトン)については、別途個別に測定し、補正するとの方向性が示された。

しかしながら、第3回専門委員会以降、国内の環境計測機製造メーカーのヒヤリングを行ったところ、酢酸エチル、イソプロピルアルコール、アセトン等の相対感度が低い揮発性有機化合物の感度を0.7程度に改善することは、十分に可能であるとの結果であった。

FID補正対象物質を個別に測定することを義務づけるのは、負担が極めて大きいとの意見が、事業者から寄せられている。

EU、米国においても、FIDを用いた排出ガス中の揮発性有機化合物の測定において、補正は行っていない。

これらのことから、FIDによる測定値の補正は行わないこととする。